# 東京都立産業技術高等専門学校の経営努力認定基準の設定について

## 考え方

平成20年度より東京都立産業技術高等専門学校(以下、高専)が公立大学法人化したため、平成20年度事業会計決算における利益剰余金の経営努力認定を行う際の基準を設定する必要がある(現行の基準には高専学生の定員充足率に関する設定がない)

設定に当たっては現行の基準をベースとし、「学生の定員充足率」の枠組みにおいて国立高専機構の経営努力認定基準を参考として、都における高専の基準を策定する

利益処分の承認をする際は、地方独立行政法人法第40条に基づき評価委員会の意見聴取を経なければならないため、設定する基準については事前に評価委員会(公立大学分科会)に諮り、確認を受ける必要がある

## 現行の基準(都及び国)

学生収容定員を在籍者が一定率以上で充足していなければ経営努力として認められない

	大学(学部)	大学院	高等専門学校	備考					
都(首都大学東京)	100%	90%	未設定	大学(学部)100%については注1参照					
国(国立大学)	90%	90%		平成16年~平成18年度: 8 5 % 平成19年~平成21年度: 9 0 %					
国(国立高専機構)	国立高専機構) -		90%	国立大学の基準(90%)を引用					

注1: 国立大学の基準が、学部学生収容定員90%としているのに対して、首都大学東京に対する都の基準は100%としている

国立大学は、全国に80数校設置されていることから様々な事情があると考えられるが、首都大学東京については、これまでの実績や立地等から100%を確保

注2:東京都の場合、学生収容定員に対して在籍数が満たなかった場合は、未充足分(入学金及び授業料相当額)を経営努力認定額から控除

#### 経営努力認定基準の設定

高専の学生定員充足率は、国立高専機構と同様の基準である90%の充足率を経営努力認定基準として設定する

高専のこれまでの実績などから、首都大学東京(学部)と同じ基準(100%)とはしない

・学生収容定員に対する在籍数 90%未満



·学生数が基準に満たなかった場合は、未充足分(入学金 及び授業料相当額)を経営努力認定額から控除

• ,																
	大学·学校	H16		H17		H18		H19			H20					
		定員	在籍数	充足率												
	産業技術高等専門学校 (旧2高専)	2000	1948	97.4%	2000	1936	96.8%	1920	1873	97.6%	1840	1785	97.0%	1760	1696	96.4%
	首都大学東京 (旧4大学)	6909	7426	107.5%	6150	6991	113.7%	5840	6690	114.6%	6030	6757	112.1%	6220	6950	111.7%
	首都大学東京大学院 (旧4大学)	1651	2049	124.1%	1718	1975	115.0%	1919	2025	105.5%	2084	2107	101.1%	2108	2096	99.4%
	産業技術大学院大学 (H18開学)							50	52	104.0%	100	104	104.0%	150	159	106.0%

#### 公立大学法人首都大学東京の経営努力認定基準について

# 利益処分の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。 当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの

法第二十六条第二項第六号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの

